

鹿児島大学ソーシャルメディアガイドライン

令和3年4月27日
学 長 裁 定

1 主旨

近年、Facebook、Twitter、LINE、ブログ、動画共有サイト、電子掲示板等のソーシャルメディアは主要なコミュニケーションツールとして普及し、誰でも、いつでも、どこからでも、手軽に投稿することが可能となりました。

しかし、その一方で、ソーシャルメディアへの不用意・不適切な投稿により、発信者だけでなく、大学あるいは他者までも巻き込む事件や事故が発生しています。また、投稿した内容は発信者の意図に反し、第三者により保存、転載され、完全に削除することが困難となることもあります。投稿内容から所属組織や個人が特定され、その結果、発信者本人のみならず、関係者も将来において不利益を被る可能性があり、特に学生の皆さんは就職や進学の際に悪影響を及ぼすことも想定されます。

鹿児島大学では、全ての学生及び教職員（以下「構成員」という。）が個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重しつつも、大学の信用や構成員の品位を失墜させることなく、構成員がソーシャルメディアを適切に利用するための基本的な心得として次のとおりガイドラインを定めました。

ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、責任ある行動をとってください。

2 ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブ技術を用いて特定又は不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアのことをいいます。

3 ソーシャルメディア利用の心得

(1) 法令遵守

日本国の法令、鹿児島大学が定めた諸規則を遵守してください。特に著作権の公正な取扱いには注意してください。各種サービスの利用規約にも留意してください。

留学、海外旅行、海外出張など国外においても、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

(2) 人権尊重・他者への敬意

基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害することがないように十分留意してください。

発言に際しては、読み手や受け取る側の個性や多様性を尊重し、自身の考えを押し付けず、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うコミュニケーション活動を行ってください。

(3) 守秘義務

授業や研究室、サークル等で知り得た守秘義務のある情報や、職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないように注意してください。

(4) 正確な情報の発信

正確な情報の発信を心がけ、虚偽の情報や誤解を招く情報を発信しないように注意してください。

(5) 免責文の記載

鹿児島大学の構成員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを使用する場合は、自身の意見・見解が鹿児島大学の意見・見解を代表するものではないことを明記してください。

(6) 授業時間中・勤務時間中の情報発信

授業又は業務として利用する場合を除き、授業時間中又は勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

4 違反

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は鹿児島大学の名誉を著しく損ねるなど、就業規則等に違反する行為を行った場合には、懲戒処分等の対象になることがあります。

5 ソーシャルメディアの安全性

各種サービスの設定によっては、特定のメンバーと情報交換しているつもりでも、全世界から閲覧可能となっている場合もあります。また、GPS（位置情報）により発信元や居住地を特定される可能性もあります。

インターネットサービスによっては、利用している機器にダメージを与えるウイルスに感染したり、個人情報盗み取るスパイウェアに誘導するものがあります。

利用する際には、必ず機器及びサービスの設定を確認し、ウイルス対策ソフトをインストールするなどして、スパイウェアやインターネットウイルスに感染しないよう対策をしてください。